別表第２（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | 利　用　者　負　担 | |
| 二次予防事業の対象者把握事業 | ０円 | |
| 通所型介護予防事業 | ０円 | |
| 訪問型介護予防事業 | ０円 |
| 介護予防普及啓発事業 | 保険料や材料代等の実費負担額 |
| 地域介護予防活動支援事業 | ０円 |
| 介護予防ケアマネジメント業務 | ０円 |
| 総合相談支援業務 | ０円 |
| 権利擁護業務 | 申立て等実費負担額 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | ０円 |
| 介護給付等費用適正化事業 | ０円 |
| 家族介護支援事業  　　家族介護支援事業  　　認知症高齢者見守り事業  家族介護継続支援事業 | 材料代等の実費負担額  ０円  交流会等・・・実費負担額  介護用品支給・・・対象限度額　年額１０万円  　　　　　　　　　　実費相当額の１割負担 |
| その他の事業  　　成年後見制度利用支援事業  　　住宅改修支援事業  　　地域自立生活支援事業(介護相談員派遣等事業) | 申立者、被後見人の資産状況に応じて負担額決定  ０円  ０円 |

備考

１．介護用品の支給については年度の途中から利用する場合、もしくは年度の途中から要介護認定段階または村民税課税情報が変更された場合は月割りにより計算する。

２．利用者負担額に１００円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。